



# お知らせします 2つの給付金

## 子育て世帯臨時特例給付金について

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、子育て世帯の消費の下支えを図るため、児童手当を受給している方に給付金を支給することになりました。

### 給付対象者は？

次の2つの要件を満たす方。

- ①平成26年1月分の児童手当を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満  
(ただし、臨時福祉給付金の対象児童、生活保護受給者の児童は対象外となります)

### 給付額は？

給付対象児童1人につき 10,000円

### 申請手続は？

安平町では、9月1日から12月1日までの3か月間で申請受付を予定しています。

### 支給時期は？

申請受付日から、審査と口座振り込み事務を経て、およそ1か月以内を予定しています。

### その他

#### 【安平町単独福祉事業】

子育て世帯臨時特例給付金のほか、安平町では給付金支給対象児童1人につき5,000円分の安平町商品券を配付いたします。

詳細につきましては、今後も広報等でお知らせして行きます。

給付金に関する問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎2411